

## 藤沢市議会政策検討会議設置要綱

### 1 会議の名称について

藤沢市議会基本条例第3条の「議会の活動原則」の内容を受けた第15条の規定に基づき、議会の政策立案機能を強化し、条例の提案等により積極的な政策提言を行うことを実現するため、政策検討会議を設置する。

### 2 設置について

- (1) 議会運営委員会に3人以上の議員から条例づくりの政策提案の案（以下「政策検討項目」という。）が提出され、議会運営委員会において承認が得られた場合は、政策検討会議を設置する。
- (2) 複数の条例づくりの政策提案があるとき又は政策検討会議の設置後に新たな条例づくりの政策提案があるときは、複数の政策検討会議を設置することができる。

### 3 所掌事務について

- (1) 政策検討会議の所掌事務は、条例提案の原案の作成に関することとする。
- (2) 政策検討会議でまとめた政策検討項目については、議会運営委員会の承認を経て、条例の提案等を行うものとする。

### 4 委員の構成について

- (1) 政策検討会議は、座長及び会派の数の委員により構成する。
- (2) 前項の委員選出にあたっては、議会運営委員会委員長が各会派からの推薦に基づき委員候補者名簿を作成し、議長に提出する。
- (3) 前項の委員候補者名簿の提出を受けた議長は、当該名簿に記載されている議員の中から委員を選出し、指名する。
- (4) 5(2)により座長が決定したことにより生じた委員の欠員については、座長に選出された会派の議員のうちから、前2項の例により新たに委員を指名するものとする。ただし、議長が欠員の補充をしなくてよいと認めるときはこの限りではない。
- (5) 前項に定める場合のほか、委員に欠員が生じた場合は、前項の例による。

### 5 座長及び副座長について

- (1) 政策検討会議に、座長及び副座長1人を置く。
- (2) 座長及び副座長は、政策検討会議において互選する。
- (3) 座長は、所掌事務を統轄する。
- (4) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### 6 会議について

- (1) 会議は、座長が招集し、座長は多様な意見に配慮して議事を進行する。

- (2) 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- (3) 会議は、原則として非公開とする。ただし、座長が会議に諮って決定したときは、公開することができる。

## 7 委員の辞任及び変更等について

- (1) 複数の政策検討会議が設置された場合において、政策検討会議の数が会派の所属議員数を超える会派の議員は、議長の承認を得て委員を辞任することができる。
- (2) 前項に定める場合のほか、座長及び委員は、議長の承認を得て諸般の事情により委員を辞任することができる。

## 8 委員の任期について

設置の日から、政策検討項目について条例の提案等が行われたとき又は座長が当該政策検討項目について協議の終了を決定したときまでとする。

## 9 市民意見の聴取等について

- (1) 政策検討会議は、市民の意見を聴取するためパブリックコメントを実施することができる。
- (2) 前項のパブリックコメントは、藤沢市議会のホームページ、議会事務局での配布等により行うものとする。
- (3) 政策検討会議は、必要に応じて執行機関又は関係機関等に意見照会を行うことができる。
- (4) 前項の意見照会は、座長名で行うものとする。
- (5) 政策検討会議は、必要に応じて市民等の参考人招致、公聴会の開催、執行部からの助言及び議会基本条例第17条第2項に規定する専門的知見の活用を図るものとする。

## 10 その他

- (1) 政策検討会議の庶務は、議会事務局議事課において処理する。
- (2) この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。